

## DXSUN パートナース規約

### (目的)

第1条 本規約は、DX サンライズおかやま運営規約（以下「運営規約」という。）第6条に定める「DXSUN パートナース」について、その登録要件等について定めるものとする。

### (呼称)

第2条 本規約により登録された企業等の呼称は、DXSUN パートナースとする。

### (役割)

第3条 DXSUN パートナースは、運営規約第4条に定めるDXSUN 構成員と連携しながら中小企業へのDX 支援を行うものとする。

2 DXSUN パートナースの定量目標として、DXSUN 構成員と連携した中小企業へのDX 支援（セミナー、勉強会、ワークショップ、個別相談対応等）を毎年度一回以上実施するものとする。

### (費用)

第4条 前条の支援にかかる費用負担については、DXSUN 構成員とDXSUN パートナースによる協議のうえ決定する。

### (登録要件)

第5条 DXSUN パートナースへの登録は、運営規約第2条に定めるDX サンライズおかやま（以下「DXSUN」という。）の活動目的に賛同する者であり、かつ同規約第3条に定める活動内容についてDXSUN 構成員との連携を行うことができる者のうち、次のいずれにも該当しない者を対象とする。

- (1) 政治団体に該当しない者
- (2) 宗教法人に該当しない者
- (3) 暴力団または反社会的勢力に該当しない者
- (4) その他DXSUN がパートナーとして登録することが不適當であると認める者

### (登録手続)

第6条 DXSUN パートナースとしての登録を受けようとする企業等は、専用のウェブページで申込みフォームから、運営規約第5条に定めるDXSUN 事務局（以下「事務局」という。）へ登録の申請を行うものとする。

2 前項の申請にあたり、登録を受けようとする企業等は、虚偽の申請および虚偽の誓約

を行ってはならない。

(登録処理)

第7条 事務局は、前条により登録の申請があった企業等について、第5条に定める登録要件及びDXSUN構成員による審査結果を踏まえてDXSUNパートナーズとしての登録可否を決定し、申請者へ結果を通知するものとする。

(禁止行為および登録の取消し)

第8条 DXSUNパートナーズは、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 自らの事業において、自らがDXSUNパートナーズであることを利用した営業行為や宣伝行為
- (2) DXSUN構成員を通じて支援を行った者および第三者の権利・利益を侵害する行為
- (3) 本規約、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断した行為

2 DXSUNパートナーズが本規約に違反した場合またはその疑いがある場合は、事務局が登録を取り消すことがある。

(報告および協力)

第9条 事務局は、必要があると認めるときは、DXSUNパートナーズに対して支援の結果について報告を求めることができる。

2 DXSUNパートナーズは、事務局から支援の状況や実績等に係る広報活動等の協力依頼を受けた場合は、可能な範囲で協力するものとする。

(秘密保持)

第10条 DXSUNパートナーズは、DXSUNパートナーズとしての活動において知り得た支援先企業の技術上及び営業上の情報について、一切の事項を無断でDXSUN構成員以外の第三者に開示又は漏洩等してはならない。

(苦情等の解決、準拠法及び裁判管轄)

第11条 本規約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 DXSUNパートナーズは、その責めに帰すべき事由により、中小企業への支援の過程において、支援先企業、DXSUN構成員、又は第三者に苦情等が発生した場合または損害を与えた場合は、DXSUNパートナーズの自己の責任において対応し、これを解決するものとする。

3 本規約に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(規約の改訂)

第12条 本規約は、今後必要に応じて改訂するものとする。

附 則

この規約は、令和6年9月2日から施行する。